

近江牛管理委員会設置規程

(設 置)

第1条 この規程は、一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「本会」という。）が特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づき、近江牛の適正な管理運営を行うため近江牛生産管理規程第3条による近江牛管理委員会（以下「委員会」という。）の設置について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

1 近江牛地理的表示保護制度の運用に関すること

- (1) 品種、生産地における飼養期間および最終飼養地の確認に関すること。
- (2) 飼養管理方法の確認に関すること。
- (3) 明細書整合性の指導に関すること。
- (4) 地理的表示等（「近江牛」、「OMI BEEF」および登録標章）の使用の確認に関すること。
- (5) 地理的表示等の使用の指導に関すること。
- (6) 指定牧場登録手数料および確認手数料に関すること。
- (7) その他近江牛地理的表示保護制度に関すること。

2 近江牛のブランド向上および生産振興に関すること。

- (1) 指定牧場の情報発信に関すること。
- (2) 地理的表示の消費者への周知に関すること。
- (3) その他近江牛のブランド向上および生産振興に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体の長が推薦する者をもって構成し、本会会長が委嘱する。

ただし、代理出席の場合は、委任状を提出するものとする。

また、本会会長が委員会の運営上必要と認めるときは学識経験者を委員に委嘱することができるものとする。

2 委員会に次の職を置く。

- (1) 委員長は、本会参与の職にある者を充てる。
- (2) 委員長を補佐するため、副委員長を置き、委員長が指名する。
- (3) 本会会長は、構成団体および本会会員団体の中から実務担当者を幹事として委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、第2条に掲げる所掌事務を統括し、重要な事項は本会理事会に報告するものとする。

2 副委員長は、委員会の適正な運営および所掌事務に関し、委員長を補佐する。

3 委員は、所掌事務をそれぞれ分担し職務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて委員を補佐し、所掌事務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員会および幹事会とする。

2 委員会は、委員長が招集し、第2条に掲げる事項について審議集約する。

3 幹事会は、委員長が招集し、第2条に掲げる事項について協議する。

(事務担当)

第6条 委員会の事務は、本会生産振興部が所管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経て行う。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の意見を聞き本会会長が別に定める。

付 則 この規程は、令和元年6月13日から施行する。

別表1 構成団体

NO	構成団体
1	全国農業協同組合連合会滋賀県本部
2	滋賀県家畜商業協同組合
3	株式会社滋賀食肉市場
4	グリーン近江農業協同組合
5	滋賀県肉牛経営者協議会
6	近江肉牛協会
7	「近江牛」生産・流通推進協議会
8	滋賀県

(注) 必要に応じて別団体も召集。